

# 京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第四號 第四十五卷

昭和二十二年十一月一日發行

## 論叢

新刻天工開物及支那工業管闕……………法學博士 財部靜治  
 資金とその量定……………經濟學博士 小島昌太郎  
 貨幣本質に關する若干の問題……………文學博士 高田保馬

## 時論

原料統制と輸入統制……………經濟學博士 谷口吉彦

## 研究

ケインズの『一般理論』に關する諸問題……………經濟學士 柴田敬  
 チュルゴの租稅論……………經濟學士 島恭彦  
 再保險學說の發展……………經濟學士 佐波宣平

## 說苑

ナチスに於ける國民共同體の理論……………經濟學士 中川與之助  
 移住統計法……………經濟學士 青盛和雄  
 大都市近郊の農村……………經濟學士 田杉競

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

## チユルゴ一の租稅論 (上)

——その政治經濟學との聯關に於いて——

島 恭 彦

### 目次

- 一、はしがき 二、チユルゴ一に於ける租稅論と經濟學との關係 三、租稅の物的基礎(以上本號登載)  
四、租稅の社會問題、身分的稅制の改革 五、租稅の政治學、租稅利益說 六、むすび

### 一 はしがき

十八世紀のフランスやイギリスの租稅論を批評する人は大ていこの時代の租稅論が政治經濟學と交渉を持つたことを一つの不幸と考へてゐる様だ。蓋し抽象的な經濟法則を租稅論に適用しやうとする政治經濟學は複雑な歴史的、社會的背景をもつ租稅問題を解決することが出来ないと思ふのが多くの論者の意見だからである。而してこの論者の多くは歴史主義の流れを汲み官房學の傳統を繼ぐ十九世紀の獨乙財政學が始めて固有の租稅論を確立することが出来たと考へてゐる。かうした見方に先鞭をつけたのは恐らく行政學的財政學を建設しやうとしたシユタインではなかつたかと思はれる。彼はフランスとイギリスの兩國民に於て、財政學が政治經濟學のシステムの中に姿を没しその獨立性を喪つたことを嘆きつゝかう言つてゐる。「其は恰も行政並びに財政制度に關する一

一切の概念や解釋を、經濟學と呼ばれる資本増殖の學問に過ぎないものに完全に分解させた。かくして財政及び租稅制度に關する見解や觀念は、研究者の個性や論材の如何によつて、たゞ國民經濟上の研究の合間々々に窺はれるに過ぎない。」

十八世紀のフランス及びイギリスで租稅論と所謂政治經濟學とが密接な關係をもつたことは事實である。併しこの兩者の結合は決して偶然なものではなければ、又歴史的な不幸(一)でもない。兩者の聯關は歴史的な必然性を持ち、又歴史的な進歩でさへある。殊にもし吾々が十八世紀のフランスを見るならば、こゝでは困難な租稅問題を科學的に解決するために是非とも政治經濟學が必要とされ、政治經濟學はまた舊制度の下の複雑な租稅問題をあざやかに處理する理論的武器を租稅論に提供したのであつた。こゝでは租稅論は經濟學と結んで無力になつたどころではなく、むしろ獨この租稅論には見られない一貫した理論的内容とたくましい批判力を與へられたのであつた。其は租稅論が始めて社會科學として充分な資格を與へられた記憶すべき近世租稅論史の一節である。私がいまチュルゴ(Anne-Robert-Jacques Turgot, 1729-1781)の租稅論を考察するのも、そこに租稅論と經濟學の必然的な聯關を見出し、その歴史的意義を究ねるためである。

## 二 チュルゴに於ける租稅論と經濟學との聯關

チュルゴを含む重農學派がその經濟學の支柱としたのは自然法又自然的秩序 (*ordre naturel*) の觀念であつた。自法はこの學派では經濟法則としての意味と内容を與へられる<sup>2)</sup>。其は物理的必然の法則であるが、同時に

1) Lorenz von Stein, Lehrbuch der Finanzwissenschaft, 5aufl., Einleitung.  
2) Léon Cheinisse, Les idées politiques des physiocrates (1914) p. 13-33.

政治社會 (société politique) 或は政治體 (corps politique) を偉大な力で規律してゐる。従つてこの學派では政治社會又は國家は主權者の權力や民衆の契約によつて作られた、自然狀態と對立する人爲的な構成物ではなく、むしろ自然は社會の基底にあつて人間の意志を超越した物理的な力でこれを左右してゐる。この自然法はもし支配者がこれに従はなければ、きびしく彼の恣意と誤謬を鞭つてこれを匡正し、或はもし專制君主が自然法の認容をあくまで拒むならば終には政治體制を崩潰させるに足る程の偉力を發揮する。更にまたこの自然法は個々の政治社會の特殊性にも拘らず、それらを通じて行はれる普遍的法則である。チユルゴアは政治的權力によつて人爲的に拘束されたせまい國家生活の外に廣い國際的な經濟生活のあることを發見し、又一國の特殊事情にとらはれて政治の法則性を否定しやうとする現實の「政治」に對して、個々の政治現象を貫く法則を見出す「政治經濟學」(d'Economie politique) を對立させた<sup>3)</sup>。この政治經濟學こそ、いままで個々の特殊性の觀點からしか考察されなかつた政治社會を精密科學 (Science exacte) の對象とし、政治のよるべき普遍的原理を發見する新しい科學 (Science nouvelle) である<sup>4)</sup>。かうした政治經濟學は重要な實踐的な役割を持つてゐた。其は當時フランスの專制君主を啓蒙して、政治の經濟的基礎を認識させると同時に氣まぐれな暴政を理論的軌道に戻らせて、舊制度を改革しやうとすることであつた。

ところでかうした性質を持つ政治經濟學と租税論とはどうして結合したのであらうか。又兩者が結合したと云ふことは一體何を意味してゐるのであらうか。元來舊制度の下の身分的租税、即ちタイユ(tithe)こそフランスの絶對王制のもつ最大の缺陷を暴露したものであり、舊制度が新しい歴史的發展の障害物であることを最もよく立

3) Turgot, Lettre a Mademoiselle de l'Espinasse. (1770.) (Oeuvres de Turgot. par Eugène Daire. Tome II.)

4) Dupont de Nemours, De l'origine et des progrès d'une Science nouvelle. (1768)

證したものであると言へやう。一方では當時最大の剩餘價値の取得者である貴族、僧侶、特權的地主が租税を免ぜられ、他方新に延びやうとする市民的生産力は租税の重壓の下に抑壓されてゐた。小生産者、農民はタイユによつて資本の蓄積を不可能にされ、商人の活動はあらゆる種類の關稅、通行税によつて拘束されてゐた。その上複雑な租税技術上の知識を獨占して民衆の上に思ふまゝに強制執行を行ふ租税請負業者 (fermiers-généraux) かやうな請負業者を歓迎して彼等と莫大な公債を契約する財政家<sup>5)</sup>、さてはジョン・ロー式の國家破産案から毎シリグに八ペンスしか支拂はなかつたと言ふアッベ・テレー (Abbe Terray)<sup>6)</sup>の財政に至るまで數へたてるとアンシャン・レジムの歴史はまことに公債と租税による民衆收奪の歴史であるとも言へやう。かうした暴力的なフィシカリズムに代るに、租税政策の基礎として民衆の自由や財産の安全をモットーとする經濟學上の知識が要求され始めたのは當然であつた。「財政學 (La science financière) は、商業と農業の利益の深い理解に他ならぬ。この學問は君主と人民を租税請負業者に賣渡すことしか知らない大臣には缺けてゐる。」<sup>7)</sup>このボギューベル (Boisguillebert)の言葉は財政・租税政策の基礎として經濟學の知識の必要なことを宣言したものと云へる。ボギューベルがフランスの古典經濟學の建設者としてイギリスのウィリアム・ペターと並び稱せられてゐることを思へば、この場合もはや租税論と經濟學の結合は偶然とは言へない。實にケネーよりチュルゴーに至る重農學派の經濟學は舊制度の税制を合理化し、その改革に理論的基準を與へることを重要な課題としたのであつた。

チュルゴーは租税政策の合理化と云ふ點では最も徹底してゐた様である。彼は不合理的な税制に對して容赦なく批判し、これを道徳と正義に適ふ様に改革しやうとした。當時ミラポーは「租税の自然的法則の認識以外に、

- 5) Du pont de Nemours; Notice historique sur la vie et les ouvrages de Turgot. (Oeuvres de Turgot. Tome I.)
- 6) ルキ十五世時代の太藏大臣、舊制度に於ける放漫な財政家の適例としてよくあげられる。
- 7) Boisguillebert, La détail de la France, Chapitre VIII (Economistes financiers du 18 siècle. par Daire)

暴政と反逆に對する保證はない<sup>8)</sup>と言つたが、チユルゴ一の租税論も正にアンシャン・レジムに對する理論的な抵抗力となつたと言へる。而もこの爲には彼の租税論は自ら日常の稅務行政の範圍や因襲を越えた更に廣い政治經濟學の見地に立たざるを得なかつた。一個の課稅手續に關する問題でも商業の自由、財産の安全、民衆生活の改善等々の經濟學の基本問題に關して論じられた。チユルゴ一自身は舊制度の行政機構内に生活してゐたのにも拘らず、彼の租税論は舊制度のせまい制約を打ち破る様な革新的要素を含んでゐた所以である。チユルゴ一がリモージュ地方の知事の任にあつた時代、長官の諮問事項に答へる態度は決して型にはまつたものではなく、むしろ應々にして諮問の範圍を越へる様に思はれる位に經濟學の基礎問題にまで立ち入り、其處で究局の目的を立てた上で議論を進めて行つた。いま一例をあげるならば、租稅負擔の配分及び賦課徵收手續の改善に關する當時の大藏大臣ベルタン(Bertin)の諮問に答へてチユルゴ一はかう言つてゐる。「これらの問題は何れも最も重大な原理に關係してゐますので、これらの事項をあらゆる範圍に於いて論じ、すべての原理を自然の秩序で展開するの  
でなければ、満足な實行性のある方法で解決することは出来ないと思考します。かうする以外に、最善のもの、(le mieux)のためには何を爲すべきかを了解することは出来ないと思存します。けだし理論の中で常に目標に置かねばならないものは最善のものであります。最善のものは現實の情勢では實行性がないと云ふ口實の下にこの検討を怠るのは……たゞかうしてのみ解明し得る様な簡潔さで問題を提出する利益を拒むやうなものであり、また導きの糸なしに解きたい迷宮に迷ひ込みそこであらゆる筋途を一度に探さうとする様なものであり、殊に其は光明を見出すことの出来ない様な状態に自らを陥入れて知識に對して故意に眼をとぢる様なものです。」<sup>9)</sup>この

8) Léon Cheinisse. Op. cit.

9) Turgot, Plan d'un Mémoire sur les impositions en général. p. 393 (Oeuvres Tome. I.)

言葉の中に租税政策の最善の目標を認識し、同時に複雑な租税問題を解く導きの糸を發見しやうとするチュルゴ  
ーの理論家的性格がよく窺はれるではないか。實にチュルゴ位、税制改革の實踐的活動と經濟學上の理論的活  
動を適合させやうとした人はあるまい。例へば彼の大藏大臣時代に發布した夫役廢止の法律の前言 (Preamble)  
には、夫役 (Corvée) 或は現物税の舊制度が民衆の經濟生活を如何に壓迫してゐるか、夫役に代る貨幣形態の租  
税は何故に合理的であるかを論じ、法律の前言はそのまゝ經濟學の論文としての内容と形式を整へてゐる。舊制  
度の慣習によれば、この法律の前言には國王自ら當該法律の目的を述べることになつてゐた。チュルゴは支配  
者の恣意に代ふるに「理性の聲」を以てしたと言へやう。<sup>10)</sup>「君主が人民の幸福のために發布する法律に對して、こ  
れを永久化し得る唯一のものたる道理と正義の性格を與へることは實に重大なことであると思ふ<sup>11)</sup>」とチュルゴ  
自ら言ふ。而も新しい税制に對して道理と正義の性格を與へることの出来るものは正に經濟學なのである。チュ  
ルゴ程自信を持つて政治經濟學を實踐の舞臺に送り出した者は後にも先にもあるまい。

さて吾々はいま、チュルゴに於ける租税論と經濟學と聯關をたゞ租税政策の合理化と啓蒙化と云ふ見地か  
らしか考察しなかつた。併し實は兩者の聯關についてももう少し立入つた考察が必要なのである。けれど單に壓制  
的な租税を批判したり、税制改革を合理化したり、或は租税政策の目標として民衆の利益や財産の安全を掲げる  
だけなら、租税論は政治學や哲學に依存して事足りたであらう。單に其だけなら前述した様な如何なる權力も服  
従しなければならぬ客觀的な自然法を明かにする政治經濟學、殊に「新しい科學」と呼ばれ、政治體の内部に於け  
る資本の再生産の法則を明かにする經濟學を必しも必要としなかつた筈である。私は租税論が政治學から出てチ

10) Oncken, Geschichte der Nationalökonomie. S. 449

11) Turgot, Mémoire au roi sur suppression des corvées. p. 242 (Oeuvres Tome II.)

チュルゴアに於て經濟學に結びつく過程を明かにする爲に、この時代の思想家を共通に支配した所謂租税利益説の發展を辿つて見やう。ホッブスからモンテスキューを経てチュルゴアにも見られる租税利益説は形式は種々様々であるが、要するに租税を以て國家の個人に與へる利益の代償と見做し、租税が個人の利益の爲に使用されることを主張してゐる點は共通である。其は壓制的な租税強權に對する一種の理論的な反撥とも考へられやう。併しこの場合、租税は國家の與へる利益の「價格」或は「保險料」と見られるにせよ、租税利益説そのものは決して固有意味の經濟學説ではなく、自然法論的國家觀に基く一種の政治學説と解した方が適當である。尤もモンテスキューにまでなると租税利益説はよほど經濟學の色彩を濃厚にする。と云ふのは彼は國家の個人に與へる利益を市民の私有財産の保護と云ふ經濟的利益に解釋してゐたからである。彼は租税を定義して「各市民が、財産の他の部分の安全を保ちこれを安らかに享有せんが爲に提供するその財産の一部である」と云ふ<sup>12)</sup>。併しモンテスキューの所謂財産はなほ法的概念であり、經濟學上の觀念とは云へない。彼は國家の保護すべき財産或は市民の國家に與へる財産の一部等について明確な經濟學上の見解を持つてゐなかつた。従つてモンテスキューに於ては市民の財産を保護せずしてその一部を奪ふ專制國家はたゞ政治的、道德的見地から非難されるだけである。さてチュルゴアも租税利益説を唱へた。併し彼はその背後に經濟學を持つてゐると云ふ點で、モンテスキューの利益説と外見上の類似を有しながら根本的な相違がある。このチュルゴアでは市民が國家から保護をうける財産は明かに資本と云ふ經濟學上の觀念となる。従つて彼は「租税とは市民が國家に與へる財産の一部である」と云ふモンテスキューの説に對して明かに反對の色を表明してゐる<sup>13)</sup>。もしも市民の財産の一部が不斷に取去られたら、資本の再生産は次

12) Montesquieu, De l'esprit des lois. Tome I. liv. 13. Cp. 1.

13) Turgot, Plan d'un Mémoire. (Oeuvres. Tome. I.) p. 400.



第に縮少せざるを得ない。租税が臨時的でなく永續的であるならば、其は財産ではなく財産の果實、即ち資本の收入（純收入）から支拂はれねばならない。同時にまた國家が市民に與へる利益とは純收入の基礎たる資本の保護でなければならぬ。かうして租税利益説は政治學から一步進んで充實した經濟理論の内容を持つことになつた。而も國家の保護すべき資本と市民の納税すべき收入の間には經濟的な因果關係が存在するから、國家と市民の關係も單なる法律的、道德的關係に止まらず、云はゞ自然法の上に支えられてゐる經濟的なソリダリティーである。かくて「國家は收入に課税せよ」或は國家は「市民の財産を保護せよ」と云ふのは單なる要求や希望ではない。むしろ國家が服従せざるを得ない經濟上の法則である。其は資本の法則そのものである。チュルゴアの租税論の第一の課題は國家の權力的な徴收や沒收を理論付けることではなく、この法則を明かにすることであつた。「有力な強制によればあらゆる富も徴收することが出来る。併し再生産の營みに必要な富は、かゝる再生産、國民的富、従つて結局政府の權力の源泉を損はずして奪ひ去ることは出来ない。この點に一切の租税理論が存在する。」<sup>14)</sup>而も資本の再生産過程を明かにし、これを阻害しない爲には如何なる富に課税すべきかを教へるのはチュルゴアの經濟學の基礎的な問題である。こゝに至つてチュルゴアの租税論は政治學でもなく哲學でもなく、正に經濟學の一部であると云ふことが明かになつた。シュタインがイギリスやフランスの租税論を評して資本増殖の學問に分解したと云つたが、これは正しくチュルゴアにあてはまる言葉である。

併しこゝで特に注意を要することは、租税論が經濟學に分解したと云ふことは決して租税論から社會的、政治的要素が一切排除されたと云ふ意味ではない。應々にして重農學派は同時代のルッソーやモンテスキューの如き

14) Turgot, Observations sur le Mémoire de M. Gaslin. (Oeuvres. Tome I.)  
p. 434

思想家と比較されて、この一派は經濟上の要求に終始して政治問題には無關心であつたと言はれる。併しこれは特にチュルゴアについては當らない。元來資本ではなしに收入に課税すると云ふ事が既にチュルゴアでは社會的政治的な意味を含んでゐる。けだし彼は資本と收入の關係は同時に勤勞階級と有産階級の社會關係である事をよく承知してゐたからである。従つて又彼は收入に對する課税(所謂單一税)は單に經濟的な轉嫁作用によつてではなく、所謂「立憲的獨宰制」(testamentaire)の指導する一種の民主的な政治改革によつて始めて實現されると考へてゐたのである。かやうにチュルゴアの租税論は經濟學の基本的な諸概念によつて統一されてゐるとは言へその範圍は仲々廣い領域に互るもので、單一税論や轉嫁論の如き二、三の公式に要約されてよいものではない。

以上吾々はチュルゴアに於ける經濟學と租税論の聯關を新しい革新的な方面からばかり眺めて來た。たしかに租税學說の發展から見て租税論と經濟學の結合は新しい意味を持つてゐたに相違ないが、併しこの經濟學そのものはチュルゴアでも尙重農學派に固有な舊い要素を清算する事が出来なかつた點を看過してはならない。かやうな舊い經濟學に基礎を置く租税論は新しい一面と舊い一面とを兼ね具へねばならなかつた。例へば資本を土地、剩餘價值を地代に限定する重農學派の傳統的な見解のために、税源は土地の純生産物に限られ租税の負擔者は地主階級に限られる事となつて、チュルゴアは終に民主的な租税國家の觀念に到達する事が出来なかつた。吾々はチュルゴアの租税論の各部を考察する際、新しい革新的な見解を蔽ふてゐる舊い外見を見落してはならない。この外見は決して偶然ではない。其は舊制度の内部に生活してゐた税制改革者チュルゴアの租税論を理解するにはどうしても考慮に入れなければならぬものである。

### 三 租税の物的基礎

チュルゴアの租税論は権力の理論ではなく、先づ権力を制約する富の理論である。如何なる富に課税すべきか課税すべき富は如何なる性質を持つかと云ふ問題が先づチュルゴアの租税論の冒頭に提出される。この點に於いて既にケネーの發見した資本 (avance) 及び收入或は純收入の觀念が重要な役割を果してゐる。チュルゴアは資本を以て消費された價值以上の剩餘價值を生む富であるとし、而もこの剩餘價值、純收入こそ資本の再生産を阻害する事なしに課税し得る税源であると云ふケネー以來の正しい見解——其はスミス、リカルドの英國古典學派にまで發展する——を支持してゐる。實際課税の對象たる社會の總生産物を收入部分と資本の補償部分、經費 (depense) に分ち收入部分に税源を限定する考へ方は、いまから見れば如何にも單純に思はれるにせよ、租税論の發達史では重要な意義を持つてゐる。其は新しい資本家的な生産方法の知識の上に租税論を建設し、この生産方法に應じて舊税制を建て直さうとした最初の理論的な試みである。併しチュルゴアはまた土地を資本一般、地代を剩餘價值一般と同一視するケネーの舊い見解をもうけついで。従つて農業以外の商工業は農業に依存して、土地の純收入か或は農業の前貸資本か何れかより支拂ひをうけ、これと等價の生産物を提供する「不生産的勞働」として取扱はれる。一切の賃銀はもとより、商工業の利潤さへも農業資本や地代から支拂はれる「經濟費」に過ぎない。且つ農耕作の利潤も耕作勞働の賃銀に等しき、經費の範疇に含められる。一切の利潤が賃銀的水準にまで切下げられ、こゝに剩餘價值發生の餘地をなくさせるのは生産者の間に行はれる自由競争の作用であ

ると云ふのがチュルゴアの見解であつた。かやうにチュルゴアでは利潤 (profit) と賃銀 (salaire) の範疇が區別されないから、地代(純収入)は剩餘價値の唯一の形態であり、唯一の税源である。<sup>15)</sup> 直接純収入に課せられる租税以外の一切の租税は経費を増大させ、結局間接的に純収入の負擔となる間接税である。かくてすべての租税は純収入から支拂はれると云ふ單稅論の主張が成立する。いまこゝで一般によく知られてゐるかやうな重農學派の見解を詳述する事を避け、たゞ租税の物的基礎に關するチュルゴアの觀念を明かにするに必要な限り、間接税の轉嫁の諸型を簡單に考察しやう。

チュルゴアによれば間接税には次の三つがある。(一) 耕作者の課税 (l'impôt sur les cultivateurs) (二) 貨幣及び産業の利潤の課税 (l'impôt sur les profits de l'industrie) (三) 流通、販賣、消費過程の商品の課税 (l'impôt sur marchandises passantes, vendues ou consommées)<sup>16)</sup> 第一に耕作者の課税は耕作費用の増加となるから、耕作者に必要な利潤を維持する限り、結局地主の受け取る純生産物の中から削除される。第二に利子や利潤は勞賃と同様に商工業を營むために缺く事の出來ない必要な経費であるから、その課税は結局商品價格の騰貴となつて純収入から支拂はれる。利子に類する家屋の家賃も何等新に附加された生産物ではなく純収入から支拂はれる純然たる費用である。従つてチュルゴアは言ふ。「家屋は建物の價格の故に課税されるべきではなく、家屋が占めてゐる土地の價格の故に課税されるべきである。」<sup>17)</sup> 第三の商品に對する課税も最大の消費者たる地主が直接負擔するか、或は商工業者、耕作者の経費の増大となり地主の受取る純収入の減少となつて表れる。要するに以上の租税はすべて地主の収入の減少か支出の増大かに歸着する。かう云ふチュルゴアの租税轉嫁論或は單稅論はケネーよ

15) Turgot, Plan d'un Mémoire sur les impositions. (Oeuvres. Tome I.) p. 401

16) Turgot, Sur les effets de l'impôt indirect. (Oeuvres Tome I.) p. 417

17) Turgot, Observations sur le mémoire de M. de Saint-Peravy. (Oeuvres. Tome I.) p. 423.

りも更に徹底してゐた。彼はこれを國內ばかりでなく國際間にも適用しやうとした。これは政治的に對立し孤立してゐるそれ／＼の國家を通じて貫徹する經濟法則を發見しやうとしたチュルゴーには極めて當然の事だつたと言へやう。例へば商業國オランダの莫大な商業利潤は當國の有利な地域をバックとする商業労働によつて他國殊に農業國から獲得されたものである。其故にオランダの租税の物的基礎は商業利潤ではなく、實は「この共和國の租税を支拂ふものは他の國民である。」<sup>18)</sup>これは如何にも徹底した單稅論である。この單稅論によつてチュルゴーはあらゆる現象形態の「派生的富」をその根源、生産過程から統一的にとらへやうとしたのであり、従つて又流通過程に賦課されてゐる雑多の租税の源泉を示してこれを整理する基準を與へやうとしたのである。併しこの單稅論はあらゆる富の源泉を土地に求める封建社會の觀念から尙脱し切れなかつた。確かにチュルゴーは「労働する事もなく、土地も所有せずして富裕であり得る他の方法がある。」<sup>19)</sup>事を明かに認めてゐる。特に彼の主著「富の生産と分配に關する省察」の中では近代的な資本主義社會の經濟活動のあらゆる分野を描いてゐる。そこには貨幣資本あり、商業資本あり、マニユファクチュアリーに於ける資本の蓄積等々がある。併しチュルゴーはかやうな動的富 (richesses mobilières) の廣い活動範圍を説明し乍ら、重農學派の最後の一線を死守してゐた。商工業の利潤は「自然の贈物」(un don de la nature) である土地の純生産物と區別され、固有の稅源とは看做されなかつた。かうした土地中心の封建的な考へ方は商業や工業によつて莫大な「動的富」を蓄積してゐたイギリスの學者には全く通用しなかつた。チュルゴーと親しく文通してゐたダビッド・ヒュームは地主ばかりでなく商業に財産を投資する富裕な人々も租税に貢獻し得るものである事を力説してゐる。併し乍らチュルゴーは最後までヒュームによ

18) Turgot, Observations sur le mémoire de M. Graslin. (Oeuvres. Tome I.) p.

443.

19) Turgot, Réflexions sur la formation et la distributions des richesses. §. 29

つて説服されなかつたらしい。<sup>20)</sup>

併し以上の様な重農學派の傳統的な見解の裏に進歩的な要素がかくされてゐる事を見落してはならない。特にチュルゴアの單稅論のもつ政策的な意圖を見る時、其は直ちに農業生産力の解放或は商業自由の主張に關聯してゐる事を知るだらう。こゝで單稅論は單に租稅の眞實の基礎を認識するばかりではなく、更に積極的にその基礎を強化し發展させやうとする目的を持つてゐたのである。元來チュルゴアが租稅の源泉とする様な純收入は新しい生産方法、即ち資本制的小作制度 (*famuse*) の成立の結果生れたものである。この小作制度では耕作人は全く獨立の企業家として地主から土地を賃借し、地主と貨幣形態の地代を契約する。チュルゴアの所謂「純收入」とはかゝる地代を意味してゐる。又彼が單稅論で常に前提とし理想としたのは常にかゝる小作制度であつた。この資本制的小作制度はその當時既に北部フランス、特にノルマンディー、ピカルディー、フランドル等に發生して、中部フランスに主として見られる封建的色彩の濃い分益農制度 (*métayage*) と著しい對照を示してゐた。チュルゴアがリモージュ地方に在任中タイヌに關する毎年の報告 (*Avis annuels sur l'imposition de la taille*) で資本制的小作制を大耕作 (*grand culture*)、分益農制を小耕作 (*petite culture*) と呼び、タイヌの賦課問題に關聯して兩者を比較してゐる。<sup>21)</sup> 大耕作では耕作人自ら純然たる企業家として耕作に必要な資本(勞銀、種子、家畜、其他の耕作器具)を支出する。即ち彼等は「ナントやポルドオの船舶業者が資本を海上商業に投ずる如く」農業に投資するのである。<sup>22)</sup> 彼等は總收入の中より一切の耕作費及び自分の利潤を引去つた後で、貨幣形態の小作料を地主に與へる。地主はこの小作料を何等の勞働もしないで、唯々彼が土地所有者であり土地を賃貸したと云ふ理由で受けとる。從

20) G. Schelle, Turgot, p. 110

21) Turgot, Mémoire sur la surcharge d'impositions qu'éprouvait la généralité de Limoges, dans lequel l'auteur traite incidemment de la grande et de la petite culture, adressé au Conseil en 1766. (Oeuvres, Tome I.) p. 542-p. 551

22) Turgot, Mémoire sur la surcharge d'impositions. p. 544.

つてかゝる小作料即ち純収入の課税は小作人の資本に觸れる事もなくその生産的活動を阻害する事もない。且つこの小作料は小作人の間の競争によつてその地方の市場價格 (le valeur locative courante) を持つてゐるから客觀的な課税標準となる。然るに小耕作ではこれに反して耕作人は「自分の腕以外に何物も有しない」貧農であるから地主はかゝる耕作人の爲に種々の耕作費を負擔し、饑饉の時には食物さへも與へねばならない。従つて地主の收得する生産物には前貸資本の利子が混じてをり、而もそれは現物形態で耕作人との間で折半されたものであるから、こゝには課税標準となるべきなんらの客觀的な價值が存在しない。而も小耕作は租税に對して非常に抵抗力弱く、耕作人の逃亡や餓死がひんびんとして起る。租税の物的基礎の強化と云ふ見地からしても、また土地臺帳 (Cadastral) の作成と云ふ課税技術上の見地からしても、分益農 (métayer) が資本家的小作人 (fermier) に發展する事はチュルゴアの最も望む所であり、またこれこそ「事物の自然的進歩」(progress naturel des choses) でなければならなかつた。然るに舊制度の下の租税はこの自然的進歩を阻害してゐる。タイユの重壓はすべて耕作者に落ち彼の資本蓄積を全く不可能にしてゐる。かくて耕作者は働く意志を喪ひ、土地を荒蕪のまゝにまかせ、舊慣に安んじて地主の前貸と慈善を當てにする隷農的狀態に陥つてゐる。チュルゴアが耕作者課税 (taille personnelle) を廢し、地主の課税を主張したのはかうした革命前のフランス農村の窮狀を打開するためであつた。けだし彼は「もしも租税がその最初の起源以來、地主から要求されてゐたなら、事物の自然的進歩は決して妨げられなかつたであらう。」<sup>24)</sup>と信じたからである。チュルゴアの單税論は歴史の進歩の桎梏となつてゐる舊税制を倒し、農村に於ける資本主義の萌芽をもりたてて農業の生産力を發展させやうとする積極的な意圖を持つてゐる。

- 23) Turgot, Lettre a M. l'abbé Terray. 1771. (Oeuvres. Tome I.) p. 606-609. これはチュルゴアがリモージュ知事に在任中一七七〇年の大饑饉に關して租税の減免を陳情した手紙である。
- 24) Turgot, Mémoire sur l'impositions. (Oeuvres. Tome I.) p. 548

かうしてチユルゴ一の單稅論の中心に置かれるものは農業生産力の解放であるとは云へ、實は更にそれ以上のものを目指してゐると言へる。けだし彼の理想とする様を資本制的小作制度は穀物に對する廣い市場と自由な商業とを必要とする。従つて單に農業經濟の見地からしても小作人に課せられる租税ばかりではなく、廣く流通上に課せられる租税も批判の對象とならなければならぬ。チユルゴ一は舊稅制を評して「國庫は貪欲な怪物の様にあらゆる市民の富の通路を見張つてゐる」<sup>25)</sup>と言つたが、これら商業の課税はかつて封建領主がせまい城壁の中にたてこもつて、市民の利益を考慮せずに、商業を専ら自分の收入を引出す手段と見てゐた蒙昧時代の遺物と看做された。特にチユルゴ一は穀物や葡萄酒等に課せられる入市税 (octroi) の廢止を要望した<sup>27)</sup>。また商業利潤の課税も、その利潤が農産物の販賣に必要缺くべからざるものであると云ふ理由で斥けられた。同じやうな理由で、農業に貸附けられる資本の課税も非難された。「貨幣の貸付資本家は富の生産に絶對的に必要であり、餘り廉價ではあり得ない財貨を取扱ふ商人として考察せられねばならぬ。其取引に課税するのは恰も土地を肥やすに役立つ黴の混じた寢藁屑に課税すると等しい」<sup>28)</sup>かくして商品や資本の取引に對する一切の課税を廢止して純收入課税に統一しようとする主張はもはや農業の利益だけではなく、廣く資本の生産力の解放を目指してゐるのである。單稅論がレッセ・フェールの要求にまで發展する所以はこゝにある。

併しこの單稅論の進歩的な意圖は前述した様に保守的な外見によつて隱蔽されてゐた事を忘れてはならない。たしかに單稅論は一般的な資本の生産力の解放を目指してゐるが、併しチユルゴ一では尙代表的な資本は土地であり、資本の生産力の尺度は土地の純生産物であつた。従つて單一税による生産力の増大は先づ純生産物の増大

25) Turgot, Plan d'un Mémoire. (Oeuvres Tome I.) p. 399

26) Turgot, Foires et Marchés. (Articles extraits de l'Encyclopédie. Oeuvres. Tome I.) p. 295

27) Turgot, Sur la réforme des droits d'octrois (Oeuvres. Tome II.) p. 111 ff.

28) Turgot, Réflexions. §. 95



となり地主の利益となる。成程この場合は地主のみが租税を負擔するのであるが、租税の統一によつて以前流通上に課せられた雑多な租税の轉嫁費用や徵稅費用が著しく減少して地主の負擔は絶對的に輕減する。<sup>29)</sup> (けだし以前にもすべての租税は轉嫁によつて地主の負擔となつてゐたからである。)加之、單一税によつて獨立自營の資本家の小作人が發生し、地主は耕作に關する一切の懸念から解放され、たゞ一定の地代を安樂に期待する事の出来る身分となるだらう。かくして一方では産業資本、商業資本の絶對的な自由を意味し、他方では土地沒收にも等しい單一税の主張が奇妙にも先づ第一に地主の利益に於いて爲されるのである。このチュルゴアの説をリカルドの完成せる市民經濟學に表れる地主攻撃論と比較して見やう。地代を不勞所得と見做し地主に對する課税を要求してゐる點は兩者ともに等しい。併しリカルドでは穀物關稅の廢止や地代税の設定は、専ら産業資本の利潤を確保するためであり、地主の不勞所得を沒收するためである。チュルゴアとリカルドの相違はそのまゝ封建制度から漸く脱出しやうとしてゐる農業國フランスと既に封建的な拘束を拋棄した商業國イギリスの社會狀勢の相違と言へやう。かう云ふフランスでは革命的な意見も舊い衣にまとはれざるを得なかつた。重農學派中で最も急進的なチュルゴアの單税論も尙「封建的外被」<sup>30)</sup>をつけてゐるのは決して偶然ではない。

29) Turgot, Sur les Municipalités. (Oeuvres. Tome II.) p. 522.

30) マルクス、剩餘價值學說史、第一卷